

○池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱

平成29年3月28日

要綱第8号

改正 平成30年5月28日要綱第26号

令和元年7月26日要綱第23号

令和2年3月23日要綱第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の人口減少に歯止めをかけ、持続的に発展していくために策定した岐阜県池田町デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下「総合戦略」という。）に位置づけられた地方創生事業（以下「プロジェクト」という。）の自主的・主体的で先導的な取り組みに対して池田町地方創生プロジェクト推進助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、池田町補助金等交付規則（平成4年池田町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 池田町に主たる事業所を有する法人、組合、団体及び個人等
- (2) 起業の日に池田町に主たる事業所を有する予定の新規創業者
- (3) その他町長が特に必要と認めた者

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者から除く。

- (1) 池田町から指名停止措置を受けている者であるとき。
- (2) 事業主又は役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であるとき。
- (3) 町税を滞納している者であるとき。

(交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、池田町における総合戦略に位置づけられたプロジェクトのいずれかに該当する事業とする。

2 前項に該当する事業のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象から除く。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした事業であるとき。
- (2) 特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する事業であるとき。
- (3) 法律等で活動内容が規定されている事業（介護保険事業等）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び公序良俗に問題のある事業であるとき。
- (4) 国、地方公共団体（本町含む。）及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となるとき。

(助成金額)

第4条 町長は、交付対象者に対して、1事業30万円を限度に予算の範囲内において、助成金を交付する。

(交付対象経費)

第5条 交付の対象となる経費は、別表に定めるものとする。

(審査会)

第6条 町長は、交付対象事業の評価を行うため、地方創生プロジェクト推進事業アイデアコンペ審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会に関する必要な事項は別に定める。

(事業認定)

第7条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、企画提案書（別記第1号様式）を町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査会に評価を諮問し、その結果に基づいて、事業認定の可否を決定し、結果通知書（別記第2号

様式)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による事業認定において、必要と認められる条件を付することができる。

4 事業認定の手順について必要な事項は、別に定める。

(認定の辞退)

第8条 前条第2項の規定により事業認定を受けた申請者が、認定事業を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、辞退届出書(別記第3号様式)により、その旨を町長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、第12条の規定により概算払を受けている場合は、申請者は町長に概算払の全額を返還しなければならない。

(交付申請)

第9条 第7条第2項の規定により認定を受けた申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書(別記第4号様式)に当該申請に係る関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容等を審査の上、交付金の交付の可否を決定し、その結果を交付決定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(概算払)

第11条 申請者は、事業の実施に当たり、概算払を受ける必要があると認める場合は、町長に対し、概算払請求書(別記第6号様式)により概算払を請求することができる。

2 町長は、概算払の必要性の可否を決定し、概算払通知書(別記第7号様式)により請求者に通知する。

(実績報告)

第12条 申請者は、事業が完了したときは、助成金実績報告書(別記第8号様式)に関係書類を添えて、事業が完了した日から起算して30日を経過す

る日又は交付決定があつた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があつた場合においては、当該報告書の書類を審査し、適当と認めるときは、助成金額確定通知書（別記第9号様式）を、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 第7条第3項の規定により町長が付した条件に違反したとき
- (3) 申請者に法令等の違反が認められたとき
- (4) 事業の変更、休止又は廃止が行われたとき

2 町長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消したときは、申請者に対し、助成金交付取消通知書（別記第10号様式）によりその旨を通知する。

(交付金の返還)

第15条 町長は、前条に定めるときのほか、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月28日要綱第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月26日要綱第23号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、第1条の規定による改正前の池田町広報掲示板設置補助金交付要綱、第2条の規定による改正前の池田町地域乗合バス路線維持費補助金交付要綱、第3条の規定による改正前の池田町バス利用促進等総合対策費補助金交付要綱、第4条の規定による改正前の池田町生活交通路線維持費補助金交付要綱、第5条の規定による改正前の池田町養老鉄道運営維持費補助金交付要綱、第6条の規定による改正前の池田町マスコットキャラクターのデザイン等の利用に関する要綱、第7条の規定による改正前の池田町ちゃちゃまるプロジェクト事業実施要綱、第8条の規定による改正前の町民くらしづくり活動団体への支援に関する要綱、第9条の規定による改正前の池田町婚活同窓会開催助成金交付要綱、第10条の規定による改正前の池田町婚活イベント事業実施要綱、第11条の規定による改正前の池田町地方創生推進事業助成金交付要綱、第12条の規定による改正前の池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱、第13条の規定による改正前の池田町空き家改修定住促進事業費補助金交付要綱、第14条の規定による改正前の池田町日日雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱、第16条の規定による改正前の池田町職員勤務評定実施要綱、第18条の規定による改正前の池田町空家等取得に対する固定資産税減免要綱、第19条の規定による改正前の池田町軽自動車税課税保留処分等取扱要綱、第20条の規定による改正前の池田町地域支え合い体制づくり事業費補助金交付要綱、第21条の規定による改正前の池田町公立保育所長時間保育及び土曜日保育実施要綱、第22条の規定による改正前の池田町多子世帯保育料無料化事業実施要綱、第23条の規定による改正前の池田町多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要綱、第24条の規定による改正前の池田町すくすく赤ちゃん券支給事業実施要綱、第25条の規定による改正前の池田町新生児

聴覚検査費助成事業実施要綱、第26条の規定による改正前の池田町チャイルドシート貸与事業実施要綱、第27条の規定による改正前の池田町病児・病後児保育事業実施要綱、第28条の規定による改正前の池田町高齢者いきいき住宅改善助成事業実施要綱、第29条の規定による改正前の池田町後期高齢者医療保険料納付方法の変更に関する事務取扱要綱、第32条の規定による改正前の池田町障害者コミュニケーション支援事業実施要綱、第33条の規定による改正前の池田町障害者日常生活用具給付等事業実施要綱、第34条の規定による改正前の池田町身体障害者ニュー福祉機器助成事業実施要綱、第35条の規定による改正前の池田町障害者いきいき住宅改善助成事業実施要綱、第36条の規定による改正前の池田町精神障害者小規模作業所等交通費助成金交付要綱、第38条の規定による改正前の池田町妊婦健康診査実施要綱、第39条の規定による改正前の池田町妊婦健診等タクシー費用助成事業実施要綱、第40条の規定による改正前の池田町特定不妊治療費助成事業実施要綱、第41条の規定による改正前の池田町一般不妊治療（人工授精）助成事業実施要綱、第42条の規定による改正前の池田町新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業実施要綱、第43条の規定による改正前の池田町新型インフルエンザワクチン接種費用単独助成事業実施要綱、第44条の規定による改正前の池田町任意予防接種費用助成事業実施要綱、第45条の規定による改正前の池田町県外予防接種費用助成事業実施要綱、第46条の規定による改正前の池田町生ごみ処理器設置事業補助金交付要綱、第47条の規定による改正前の池田町故紙類集団回収事業奨励金交付要綱、第48条の規定による改正前の池田町国民健康保険健康診査料助成要綱、第49条の規定による改正前の池田町不当要求行為等の防止に関する要綱、第50条の規定による改正前の池田町木造住宅耐震診断事業実施要綱、第51条の規定による改正前の池田町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付要綱、第52条の規定による改正前の池田町小規模土地開発に関する指導要綱、第53条の規定による改正前の池田町下水道管路施設の施工に関する

取扱要綱、第54条の規定による改正前の池田町公共基準点管理保全要綱、第55条の規定による改正前の池田町り災証明書交付事務処理要綱、第56条の規定による改正前の池田町被災証明書交付事務処理要綱、第57条の規定による改正前の池田町自主防災組織補助金等交付要綱、第58条の規定による改正前の池田町消防用施設維持管理補助金交付要綱、第59条の規定による改正前の池田町消防団協力事業所表示制度実施要綱又は第60条の規定による改正前の池田町工業用液化石油ガス消費者指導要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年3月23日要綱第20号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象経費

区分	内容
謝金	専門家技術指導謝金
旅費	一般旅費、専門家技術指導旅費
庁費	印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、消耗品費、雑役務費
直接人件費	事業に直接従事する者の人件費
原材料費	新商品・新技術の開発のための試作・改良に直接使用する主要原材料、主要材料、副材料の購入に要する経費
事務所等賃借料	(1) 事務所・店舗・駐車場の賃借に係る賃借料及び公益費 (2) 会議・イベント等を開催する場合に会場費として支払われる経費
設備費	(1) 事務所・店舗等の開設に伴う外装工事・内装工事費用（イベント会場等の設置工事費等も含む）

	(2) 機械装置等の購入等に要する経費
調査費	市場ニーズ調査、特許・先行技術調査、法律調査等を専門機関に依頼する場合に要する経費
販売促進費	広告宣伝費、展示会出展費、ホームページ作成費
産業財産権導入費	(1) 産業財産権の導入に要する経費 (2) 特許、実用新案等（登録、出願され、存続しているもの）を他の事業者から譲渡又は実施許諾を受けた場合の経費
委託費	業務の委託に要する経費（交付対象経費の30%を超えないもの）
設立費	開業又は会社等設立に伴う司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成経費
その他の経費	町長が必要と認める経費

別記第1号様式（第7条関係）

年 月 日

池田町長 様

企画提案書

① 岐阜県池田町デジタル田園都市国家構想総合戦略に該当する基本目標・プロジェクト名
()

② なぜ、事業に取り組むのか（課題・背景）

③ 何を実施するのか（事業内容）

〔 事業推進主体 () 〕

④ 事業を通じて、どのような姿を目指すのか（将来像）

数値目標

指標 { }

目標値： 年度（1年目）

年度（2年目）

年度（3年目）

⑤ 事業収入等をどのように得るのか（自立性）

⑥ 事業額（単年度ごと）

年度（1年目）： 千円

経費内訳 { }

年度（2年目）： 千円

経費内訳 { }

年度（3年目）： 千円

経費内訳 { }

提案者による出資額： 千円

出資内容 { }

金融機関からの融資の見込み（有・無）

《申請者》

郵便番号：

住 所：

名 称：

代表者：

連絡先：

印

別記第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

池田町長

地方創生プロジェクト推進事業アイデアコンペ審査結果通知書

年 月 日付けで申請のありました事業については、下記のとおり決定したので通知します。

記

申請者	
事業名	
審査結果	認定 ・ 却下
その他	

※ 申請内容の著作権は応募者に帰属します。

池田町は、本アイデアコンペの範囲内で著作権者名を明示したうえで、報告書、記者発表資料、町ホームページ等を通じて、提案されたアイデア、情報等を公表できるものとします。

別記第3号様式（第8条関係）

年 月 日

池田町長 様

代表者 住所

氏名

印

池田町地方創生プロジェクト推進事業認定辞退届出書

年 月 日付け 第 号で通知のあった池田町地方創生プロジェクト推進事業の認定について、下記の理由により辞退したいので、池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

（添付書類）

地方創生プロジェクト推進事業アイデアコンペ審査結果通知書の写し

別記第4号様式（第9条関係）

年 月 日

池田町長 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

印

池田町地方創生プロジェクト推進事業助成金交付申請書

このことについて、助成金の交付を受けたいので、池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 助成金申請額 円

3 事業計画 関係書類添付

(ア) 事業目的

(イ) 事業内容

(ウ) 収支予算書 写

(エ) 規約並びに組織の構成

(オ) 事業の実施期間

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

池田町長

池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました池田町地方創生プロジェクト推進助成金は、下記のとおり決定しましたので、池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 事業費金 円

3 助成金交付決定額 金 円

4 助成金の交付条件

池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。

別記第6号様式（第11条関係）

年 月 日

池田町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名 印

池田町地方創生プロジェクト推進助成金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった池田町
地方創生プロジェクト推進助成金のうち、下記の金額を交付されるよう、池
田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第11条の規定により請求し
ます。

記

1 事 業 名

2 請 求 額 金 円

3 概算払が必要な理由

4 助成金振込先

金融機関名

預金種目

口座番号

口座名義

別記第7号様式（第11条関係）

年 月 日

様

池田町長

池田町地方創生プロジェクト推進助成金概算払通知書

年 月 日付で概算払請求がありました池田町地方創生プロジェクト推進助成金については、下記のとおりその額を決定しましたので、池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 助成金概算払決定額 金 円

別記第8号様式（第12条関係）

年 月 日

池田町長 様

申請者 所在地

名 称

代表者名

印

池田町地方創生プロジェクト推進助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった池田町
地方創生プロジェクト推進助成金交付について、事業が完了したので池田町
地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第12条の規定により実績を報告
します。

記

- 1 事業名
- 2 事業実績内容
- 3 収支決算書 写
- 4 その他必要書類

別記第9号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

池田町長

池田町地方創生プロジェクト推進助成金額確定通知書

年 月 日付で実績報告がありました池田町地方創生プロジェクト推進助成金については、下記のとおりその額を確定しましたので、池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

1 事業名

2 助成金交付確定額 金 円

別記第10号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

池田町長

池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付取消通知書

池田町地方創生プロジェクト推進助成金は、下記の理由により取り消すことを決定しましたので、池田町地方創生プロジェクト推進助成金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

1 取消 事由

2 交付 決定 全 部 ・ 一 部

3 助成金取消額 金 円

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

別記第 4 号様式 (第 9 条関係)

別記第 5 号様式 (第10条関係)

別記第 6 号様式 (第11条関係)

別記第 7 号様式 (第11条関係)

別記第 8 号様式 (第12条関係)

別記第 9 号様式 (第13条関係)

別記第10号様式 (第14条関係)